

韮崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第8期） （概要版）

【令和3（2021）年度～令和5（2023）年度】

1 計画策定の趣旨

本市では、「健やか いきいき 安心長寿のまち 韮崎」を基本理念に掲げ、平成30年3月に「韮崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第7期）」を策定し、高齢者施策の推進を図ってきました。

この度、計画期間が満了することから、令和7（2025）年及び令和22（2040）年を視野に入れて、地域の実情に応じた「地域包括ケアシステム」の構築を図るとともに、国の指針及び制度改正の趣旨や本市における取組を踏まえ、高齢者とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできるまちづくりを目指して「韮崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第8期）」を策定します。



2 計画の位置づけ

（1）法的根拠

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づいて策定される、取り組むべき高齢者施策全般について定める計画です。

また、介護保険事業計画は、介護保険法第117条1項の規定に基づき、要支援・要介護認定者や介護サービス事業量等の見込みを定めるものです。

本市においては、高齢者福祉事業と介護保険事業の円滑な運営を図るため、「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定します。

（2）本市の関連計画との関係

本計画は、「韮崎市第7次総合計画（平成31年度～令和8年度）」及び「韮崎市地域福祉計画（平成27年度～令和6年度）」を上位計画とし、高齢者施策と介護保険事業を一体的に推進するための計画です。

また、策定にあたっては、市や県の健康福祉分野をはじめとする関連計画との整合を図っています。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間です。また、本計画は、団塊の世代全員が後期高齢者となる令和7（2025）年及び団塊ジュニア世代が前期高齢者となる令和22（2040）年までの中長期的な視点に基づいて策定します。

なお、計画期間中であっても、施策の進捗状況や社会情勢の大幅な変化などに応じて、適宜計画の見直しを行います。

	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
韮崎市 高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第7期計画			第8期計画			第9期計画		

4 高齢者人口等の見通し

(1) 総人口及び高齢者人口の推計

団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年度及び団塊ジュニア世代が前期高齢者となる令和22（2040）年度までの本市の人口を、平成28年度から令和2年度までの性別・各年齢層別の人口変化に基づいて推計しました。令和4年度を境に、後期高齢者の数が前期高齢者の数を上回る結果となっています。

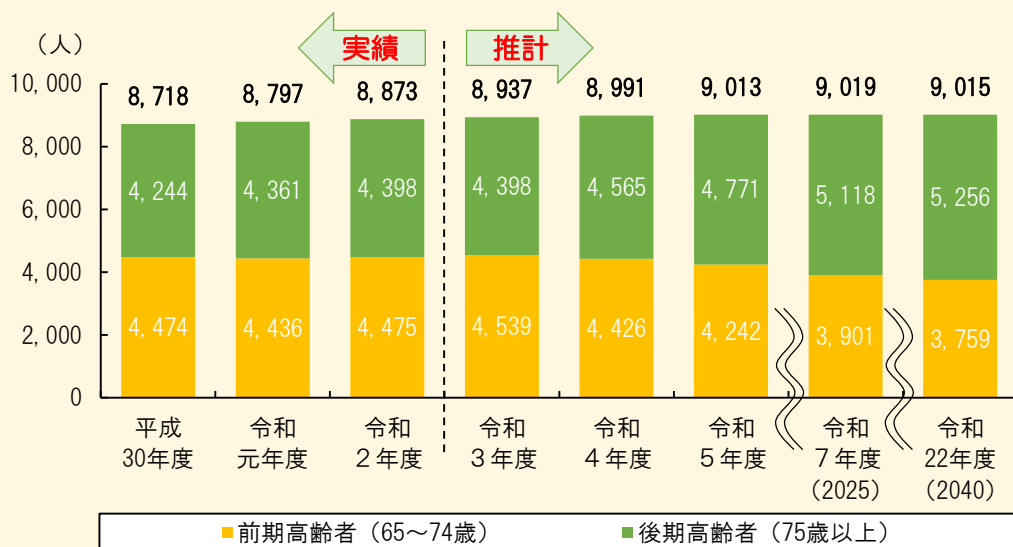
【本市の総人口及び高齢者人口の推計】

（単位：人）

	第7期【実績】			第8期【推計】			将来	
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
総人口	29,858	29,472	28,930	28,558	28,168	27,776	26,968	20,361
高齢化率	29.2%	29.8%	30.7%	31.3%	31.6%	32.4%	33.4%	44.3%
高齢者人口	8,718	8,797	8,873	8,937	8,991	9,013	9,019	9,015
後期高齢者 (75歳以上)	4,244	4,361	4,398	4,398	4,565	4,771	5,118	5,256
前期高齢者 (65～74歳)	4,474	4,436	4,475	4,539	4,426	4,242	3,901	3,759
40～64歳人口	10,139	10,029	9,906	9,788	9,643	9,548	9,286	6,282
40歳未満人口	11,001	10,646	10,151	9,833	9,534	9,215	8,663	5,064

資料：住民基本台帳（各年度10月1日現在）

※令和3年度以降はコーホート変化率法による推計値



(2) 要支援・要介護認定者数の推計

令和 22 (2040) 年度までの要支援・要介護認定者数の推計結果は以下の表の通りとなっています。

第 8 期計画期間の最終年度である令和 5 年度では、要支援・要介護認定者が 1,312 人、認定率は 14.3%に達すると見込まれ、認定者数においては今後 3 か年で 82 人増加すると推測されています。また、令和 22 (2040) 年度においては要支援・要介護認定者は 1,605 人、認定率は 17.6%まで増加することが見込まれています。

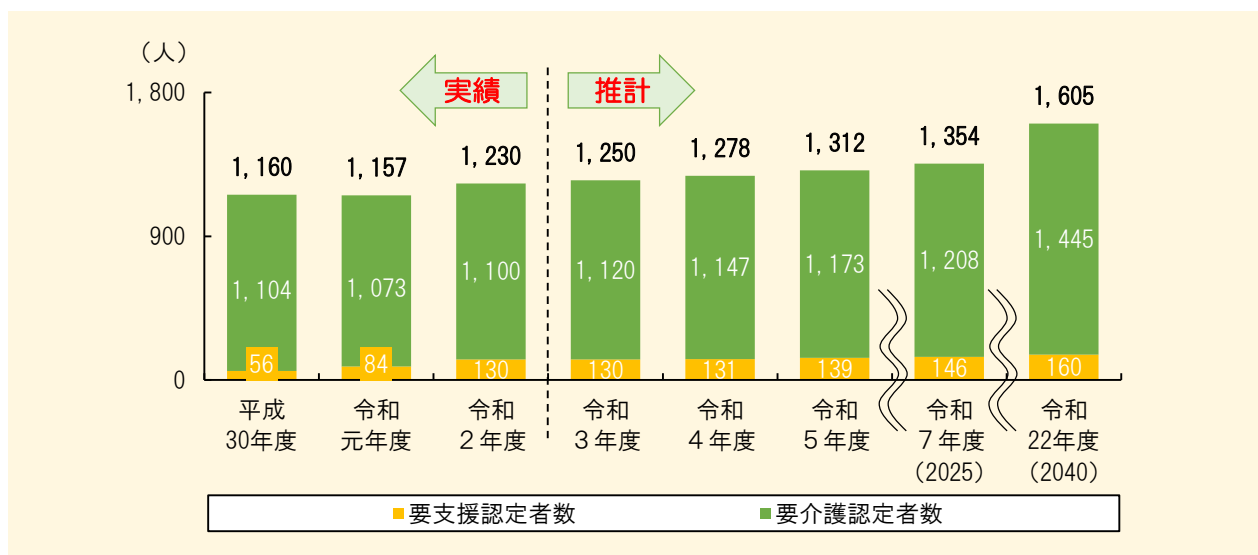
【本市の要支援・要介護認定者数の推計】

(単位：人)

上段：第 1 号 下段：第 2 号	第 7 期【実績】			第 8 期【推計】			将来	
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 22 年度
認定者数	1,138	1,133	1,205	1,225	1,253	1,287	1,329	1,588
	22	24	25	25	25	25	25	17
要支援 1	15	30	53	53	53	57	59	65
	0	0	0	0	0	0	0	0
要支援 2	38	51	75	75	76	80	85	93
	3	3	2	2	2	2	2	2
要介護 1	195	186	229	235	238	244	252	302
	6	5	6	6	6	6	6	4
要介護 2	281	295	273	277	287	294	300	360
	5	5	6	6	6	6	6	4
要介護 3	307	277	263	267	275	281	290	353
	5	6	4	4	4	4	4	3
要介護 4	177	188	191	196	200	203	208	258
	2	4	4	4	4	4	4	2
要介護 5	125	106	121	122	124	128	135	157
	1	1	3	3	3	3	3	2
高齢者人口	8,718	8,797	8,873	8,937	8,991	9,013	9,019	9,015
認定率*	13.1%	12.9%	13.6%	13.7%	13.9%	14.3%	14.7%	17.6%

資料：地域包括ケア「『見える化』システム」

※認定率…認定者数のうちの第 1 号被保険者数が、高齢者人口に占める割合



5 計画の基本理念

～ 基本理念 ～

健やかに 絆でつながる 安心長寿のまち ならさき

第7期計画では、「健やか いきいき 安心長寿のまち 韮崎」を基本理念として、高齢者施策と介護保険事業の一体的な推進を図ってきました。

第8期計画の策定に際しては、

1. 国において第6期計画以降の介護保険事業計画は「地域包括ケア計画」と位置づけ、2025（令和7）年までに地域包括ケアシステムを段階的に構築する（深化させていく）ことが求められていること
2. 「団塊の世代」が75歳以上となる令和7（2025）年だけでなく、現役世代が急減するとともに団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据えた中長期的な視点を持って計画を策定すること
3. 住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた考え方や取組を踏まえて計画を策定すること



などが求められています。

これらの背景を踏まえ、本市では、

- ①高齢者の方が、可能な限り病気にかからず、要介護状態にならないよう、生きがいを持って活動的に過ごすことで、「健やかに」健康寿命の延伸を図ること
- ②認知症になったり、要介護状態が悪化したりしたとしても、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、市民が主体となって支え合い、助けあう地域の「絆でつながる」共生社会を実現すること
- ③適切な制度運営を通して介護保険制度の持続可能性を高め、「安心長寿」な暮らしを可能にすること



の実現を目指して、これらの要素を含む基本理念を設定し、計画を推進していきます。

6 計画の体系と具体的な施策

基本理念

健やかに 絆でつながる 安心長寿のまち にらさき

【基本方針1】

心身の生きがいがづくりと介護予防支援

(1) 心身の生きがいがづくり

- ①心身の健康づくり
- ②ボランティア活動の推進
- ③高齢者の就労支援

(2) 介護予防の推進

- ①介護予防の普及啓発
- ②地域における介護予防活動の支援
- ③地域における見守りの推進

(3) 安心な暮らし（生活環境）の支援

- ①高齢者の住まいへの支援
- ②高齢者の安全対策の推進
- ③災害・感染症対策の推進

【基本方針2】

日常生活支援サービスと地域ネットワークの強化

(1) 日常生活支援の充実

- ①介護予防・日常生活支援サービスの充実
- ②高齢者及び介護者の生活支援

(2) 地域ネットワーク（地域包括支援センター）の機能強化

- ①地域包括ケアシステムの推進
- ②相談体制の充実

(3) 認知症支援策及び権利擁護施策の充実

- ①認知症支援策の強化
- ②高齢者の尊厳と権利を守る取組の推進

【基本方針3】

介護保険制度の充実

(1) 計画的な介護サービス事業量の確保

- ①居宅サービスの充実
- ②地域密着型サービスの充実
- ③施設サービスの充実

(2) 事業所との連携強化の推進

- ①介護現場の向上・改善支援
- ②災害・感染症対策

(3) 適切な制度運営

- ①自立支援・重度化防止の推進
- ②介護給付適正化計画
- ③低所得者への配慮

【基本方針1】心身の生きがいがづくりと介護予防支援

高齢者が健やかな生活を送ることができるよう、「第3次韮崎市健康増進計画」に沿った健康づくりを推進するとともに、豊かな知識と経験を活かして暮らすことのできるよう、様々な活動への支援や就労支援などの生きがいがづくりを図ります。また、地域における高齢者の見守り活動の充実を図るとともに、介護予防に向けた地域における取組を推進します。

加えて、高齢者が安全・安心に地域で暮らせるよう、住環境の整備や防災・防犯等の安全対策を推進します。



(1) 心身の生きがいがづくり

- ①心身の健康づくり
- ②ボランティア活動の推進
- ③高齢者の就労支援

(2) 介護予防の推進

- ①介護予防の普及啓発
- ②地域における介護予防活動の支援
- ③地域における見守りの推進

(3) 安心な暮らし（生活環境）の支援

- ①高齢者の住まいへの支援
- ②高齢者の安全対策の推進
- ③災害・感染症対策の推進

【基本方針2】日常生活支援サービスと地域ネットワークの強化

住み慣れた地域での生活を継続できるよう、高齢者の介護予防の推進と自立した日常生活への支援を推進します。

また、地域包括ケアシステムの推進において、地域包括支援センターの機能強化が必要不可欠であることから、各種機能の向上に向けた取組を推進するとともに、相談体制の整備・充実を図ります。

高齢者の尊厳と権利を守るための取組が重要性を増してきていることから、認知症に係る各種施策と、成年後見制度・日常生活自立支援事業等、権利擁護に係る取組の推進を図ります。

(1) 日常生活支援の充実

- ①介護予防・日常生活支援サービスの充実
- ②高齢者及び介護者の生活支援

(2) 地域ネットワーク（地域包括支援センター）の機能強化

- ①地域包括ケアシステムの推進
- ②相談体制の充実

(3) 認知症支援策及び権利擁護施策の充実

- ①認知症支援策の強化
- ②高齢者の尊厳と権利を守る取組の推進
(成年後見制度利用促進基本計画を含む。)



【基本方針3】介護保険制度の充実

介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、計画的なサービス事業量を見込んで介護給付の円滑な実施を図るとともに、介護保険制度の適切な運営に努めます。

また、サービス事業所との連携強化に努め、介護に従事する人材の確保及び業務効率化に向けた方策の検討を図ります。

(1) 計画的な介護サービス事業量の確保

- ①居宅サービスの充実
- ②地域密着型サービスの充実
- ③施設サービスの充実

(2) 事業所との連携強化の推進

- ①介護現場の向上・改善支援
- ②災害・感染症対策

(3) 適切な制度運営

- ①自立支援・重度化防止の推進
- ②介護給付適正化計画
- ③低所得者への配慮

7 介護保険サービス量の見込み

		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
■ 介護給付					
居宅	①訪問介護	人/月	189	192	196
	②訪問入浴介護	人/月	13	13	14
	③訪問看護	人/月	92	94	96
	④訪問リハビリテーション	人/月	13	14	15
	⑤居宅療養管理指導	人/月	69	72	74
	⑥通所介護	人/月	259	268	277
	⑦通所リハビリテーション	人/月	162	165	169
	⑧短期入所生活介護	人/月	113	117	120
	⑨短期入所療養介護（老健）	人/月	5	5	6
	⑩短期入所療養介護（病院等）	人/月	13	14	15
	⑪特定施設入居者生活介護	人/月	10	14	14
	⑫福祉用具貸与	人/月	402	405	408
	⑬特定福祉用具購入費	人/月	7	7	7
	⑭住宅改修（介護給付分）	人/月	3	3	3
施設	①介護老人福祉施設	人/月	96	97	103
	②介護老人保健施設	人/月	115	117	121
	③介護療養型医療施設	人/月	9	9	0
	④介護医療院	人/月	5	5	14
地域密着型	①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—	0	0	0
	②夜間対応型訪問介護	—	0	0	0
	③認知症対応型通所介護	人/月	6	7	7
	④小規模多機能型居宅介護	人/月	11	11	11
	⑤認知症対応型共同生活介護	人/月	32	32	33
	⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	—	0	0	0
	⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	28	28	38
	⑧看護小規模多機能型居宅介護	—	0	0	0
	⑨地域密着型通所介護	人/月	178	178	180
居宅介護支援		人/月	676	686	696
■ 予防給付					
居宅	①介護予防訪問入浴介護	人/月	0	0	0
	②介護予防訪問看護	人/月	8	10	12
	③介護予防訪問リハビリテーション	人/月	0	0	0
	④介護予防居宅療養管理指導	人/月	7	9	12
	⑤介護予防通所リハビリテーション	人/月	34	43	53
	⑥介護予防短期入所生活介護	人/月	0	0	0
	⑦介護予防短期入所療養介護（老健）	人/月	0	0	0
	⑧介護予防短期入所療養介護（病院等）	人/月	0	0	0
	⑨介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	1	1	1
	⑩介護予防福祉用具貸与	人/月	65	68	70
	⑪特定介護予防福祉用具購入費	人/月	2	2	2
	⑫住宅改修（予防給付分）	人/月	3	3	4
地域密着型	①介護予防認知症対応型通所介護	人/月	0	0	0
	②介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	1	1	1
	③介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	0	0	0
介護予防支援		人/月	72	78	85

8 第1号被保険者の介護保険料

本市では、段階による保険料率設定の弾力化を行い、全10段階の設定としています。このことにより、高所得者から所得に応じた負担を求めるとともに、低所得者の負担の軽減を図っています。

区 分	説 明	標準月額に 対する割合	保険料 (年額)
第1段階	○生活保護受給者 ○老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税 ○世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額 ×0.3※	18,500円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	基準額 ×0.5※	30,800円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	基準額 ×0.7※	43,200円
第4段階	世帯に市民税課税者はいるが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額 ×0.9	55,500円
第5段階 (基準額)	世帯に市民税課税者はいるが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	基準額 ×1.0	61,600円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満	基準額 ×1.2	74,000円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額 ×1.3	80,100円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額 ×1.5	92,400円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上500万円未満	基準額 ×1.7	104,800円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上	基準額 ×1.9	117,100円

※低所得者保険料軽減対策として、基準額「×0.5」とされている第1段階の保険料が現状の「×0.3」に減額されています。また、基準額「×0.75」とされている第2段階及び第3段階の保険料が現状の「×0.5」（第2段階）、「×0.7」（第3段階）にそれぞれ減額されています。

韮崎市 高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第8期） 【概要版】

【令和3（2021）年度～令和5（2023）年度】

発 行：令和3年3月

編 集：韮崎市 長寿介護課

〒407-0024 山梨県韮崎市本町3丁目6番3号

（韮崎市保健福祉センター）

TEL：0551-23-4313 / FAX：0551-23-4316

